



タイにおける外国人の就労管理について

2018年5月22日

One Asia Lawyers タイ事務所

1 はじめに

タイでは2017年6月23日に外国人の就労管理に関する緊急勅令が出され、外国人の就労法について改正がなされたばかりでしたが、2018年3月27日に再び緊急勅令が発布され、翌28日から同改正が施行されています。

今回の改正内容について、以下に概要を記載します。その他詳細について情報が必要な方は別途ご連絡下さい。

2 就労の定義変更

2017年の緊急勅令では、2008年の外国人就労法における「就労」の定義を変更し、「報酬または利益の有無を問わず、職業行為または仕事を行うため身体的活動又は知識を用いること」としました。この定義は曖昧で多義的であることから、明確な「就労」概念を観念することは困難でした。

今回の改正では、「就労」は「外国人事業ライセンス保有者がその事業行為をする場合を除き、被雇用者であるか否かを問わず職業行為を行うこと」と変更されました。しかし、この定義も未だ曖昧だと考えられますので、今後の実務の運用に注視しつつ、就労に該当する行為を行う際には慎重な検討をしていく必要があります。

3 ワークパーミットの取得が不要な類型の拡大

今回の改正により、労働許可証の取得が不要である行為類型が拡大されました。以下の外国人は、労働許可証を取得せずに当該行為を行うことが可能となります。

- ① 以下の目的で頻繁ではなく時折タイに入国する外国人：意見を述べ、講義をし、又はプレゼンテーションを行うために会議に参加又はこれを開催。講習会、セミナー、展示会、又はスポーツ行事への参加。内閣により定められた活動。
- ② 内閣が指定する要件に該当する投資又は事業に従事する者、専門家、熟練者、又は国の発展に貢献する能力、技術を持つ外国人
- ③ 外国人事業法（FBA）により外国人事業許可を受けた外国法人の代表者



4 労働許可証の申請

労働許可証の電子申請がタイ国の内外いずれからでも可能となる可能性が高く、不備なく申請された場合には労働省が受領してから15日以内に労働許可証が発行されることとなります。

5 緊急業務届による労働期間の延長

(1)改正前

一定の業務リストに該当する場合であり、かつ15日以内であれば緊急業務届を提出することでその業務の実施ができました。

(2)改正後

一定の業務リストに該当する場合であれば、緊急業務届を提出することにより、15日以内の業務の実施ができる点では変更はありません。改正により、最初の15日を経過する前に申請することで更に15日の延長をすることが可能になりました。新しい業務リストは未発表であり、近日中に発表される予定です。

6 雇用者の報告義務

外国人を雇用した者は、その雇用日から15日以内に被雇用者の名前、国籍及び仕事の性質を当局に報告する法的義務が生じます。また、雇用終了の15日以内も報告義務が生じます。これを怠った場合には20,000THB以下の罰金に処せられる可能性があります。

また、今回の改正時に有効な労働許可を有する外国人を既に雇用している雇用者は、当該労働者の名前と国籍及び仕事の性質を2018年3月28日から60日以内に雇用局に報告する必要があります。なお、当該報告義務に関し、具体的な報告方法や形式は未発表です。

7 外国人就労と刑事罰の関係

今回の改正により、刑事罰は以下のように変更されました。

<改正された刑事罰の内容>

	2017年6月23日 (前回の改正)	2018年3月27日 (今回の改正)
労働許可証を持たず又は許	5年以下の禁錮又は2,000～	5,000～50,000THBの罰金



可された範囲を超えて就労した場合	100,000THB の罰金あるいは併科	
労働許可証を持たない外国人を雇用し又は許可された範囲を超えて就労させた場合	当該外国人 1 人あたり 400,000～800,000THB の罰金	当該外国人 1 人あたり 10,000～100,000THB の罰金
緊急業務届を提出せずに当該業務を行った場合	20,000～100,000THB の罰金	50,000THB 以下の罰金

以上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal